

【答申の概要】 諮問第 161 号

「特定の建築物に係る構造計算書の非開示決定に対する異議申立て」

件名	特定の建築物に係る構造計算書の非開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	「有限会社（以下「法人 A」という。）から平成 19 年 6 月 4 日付けで提出された、建築基準法（以下「法」という。）第 12 条第 5 項に規定する報告書（以下「報告書」という。）の添付文書 構造計算書」（以下「本件公文書」という。）
非開示理由	条例第 7 条第 3 号（事業活動情報）
実施機関	静岡県知事（下田土木事務所）
諮問期日	平成 20 年 11 月 4 日
主な論点	再計算された構造計算書は、条例第 7 条第 3 号アの法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するか。

審査会の結論

静岡県知事が非開示とした特定の建築物に係る構造計算書は、開示すべきである。

審査会の判断

1 本件公文書の内容

- (1) 本件公文書は、実施機関が法第 12 条第 5 項の規定に基づき法人 A に対して本件建築物の構造に関する報告を求めたことにより、提出された報告書の添付図書であり、本件建築物の構造計算書である。
- (2) 一般に、構造計算書とは、建築物が自重、積載荷重等並びに地震その他の振動及び衝撃に対して、その構造が法やその他の関係法令の基準を満たし、安全であることを確認するための文書であり、構造計算の概要、仮定条件、計算結果などをまとめたものである。
- (3) 当審査会において、本件公文書を見分したところ、本件公文書は、本件建築物の工事完了後に、当初の設計者とは異なる設計者が再計算した構造計算書であり、主に、本件建築物の構造設計概要、国土交通大臣認定プログラムにより計算した数値結果、総合所見、本件建築物の構造について調査した建築士事務所（以下「事務所 B」という。）の名称等、本件建築物の構造について再計算した建築士事務所（以下「事務所 C」という。）の名称等などが記載されている。

2 条例第 7 条第 3 号該当性について

実施機関は、本件公文書が条例第 7 条第 3 号で規定する非開示情報に該当する旨主張しているため、以下検討する。

(1) 本号の趣旨

条例第 7 条第 3 号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非開示情報として規定している。事業に関する情報が、同号アの「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するというには、主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報を公にすることにより、当該事業者の権利、公正な競争関係における地位、ノウハウ、信用等の利益を害するおそれが客観的に認められることが必要であり、また、「おそれ」が存在するというには、単に当該事業者には何らかの不利益が生じ得るといふ抽象的な可能性が認められるだけでは足りず、法的保護に値するがい然性が求められると解されるものである。

(2) 法人 A に係る情報の本号該当性の有無

実施機関は、本件公文書を開示すると「本件建築物の構造計算書の内容が多くの人々の目に触れることとなり、それを見た者が法人 A の事業に関する他の土地及び建築物の安全性について疑念を持ち、さらに、それが風評として広がることにより、宅地建物取引業者である法人 A の信頼を損なうおそれがある」と主張する。しかしながら、本件公文書は、法人 A の事業に関する土地及び建築物の全般にわたるものではなく、単に本件建築物の構造計算書に過ぎないものであることから、これ

を公にすることにより、それを見た者が、直ちに法人Aの事業に関する他の土地及び建築物の安全性について疑念を持つようになるとまでは認められない。したがって、実施機関が主張する法人Aの信頼を損なう「おそれ」は、抽象的な可能性にとどまるものであり、法的保護に値するがい然性があるとは認められない。仮に、本件公文書に本件建築物の法令違反が分かる情報が記載されている場合は、これを公にすることにより、ある程度法人Aに不利益が生じる可能性は否定できないが、本件建築物は、法第7条に基づく完了検査の申請義務を怠っていること、実施機関が是正指導を行っている建築物であること、その用途が共同住宅であり他者も使用する可能性がある建築物であることなどを考慮すると、本件建築物の法令違反を知られない利益を「正当な利益」と認めることはできない。したがって、本件公文書は、公にすることにより、法人Aの正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められず、同号アに該当しない。また、本件公文書は、法に基づき実施機関に提出されたものであることから、同号イに該当しないことは明らかである。

(3) 建築士事務所に係る情報の本号ア該当性の有無

本件公文書の情報は、法人Aの事業に関する情報であるとともに事務所B、事務所C及び本件建築物の当初設計を行った建築士事務所の事業に関する情報でもあることから、以下検討する。

ア 構造計算書

一般に、新規の建築物に係る設計図書（構造計算書を含む。）は、法令に適合し、かつ、建築主の意向に沿った建築物とするために、その設計者が、建築設計に関する知識、技術、経験などを駆使して作成するものであり、当該設計図書には、設計者の独自の創意工夫やノウハウが含まれると考えられる。しかしながら、本件公文書は、新規の建築物に係る構造計算書ではなく、既に工事完了済みの建築物について、法人Aが当初の設計者とは異なる事務所Bに本件建築物の調査を依頼し、事務所Bからその構造計算を依頼された事務所Cが、提供を受けた限られた情報に基づき一般的なプログラムにより再計算した構造計算書であることから、新規の建築物に係る構造計算書とはその性質が異なるものであると認められる。

当審査会において、本件公文書を見分したところ、本件公文書は、事務所B及び事務所Cが建築設計に関する知識、技術、経験などを用いて作成したものであるが、独自の創意工夫により作成したものと認められず、また、当初設計を行った建築士事務所のノウハウ等を明らかにする情報とまでは認められない。さらに、実施機関も本件公文書にそれらの建築士事務所のノウハウ等に関する情報が含まれているとの主張をしていない。したがって、本件公文書は、これを公にすることにより、それらの建築士事務所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められず、同号アに該当しない。

イ 建築士事務所の名称等

事務所B及び事務所Cの名称等について、以下検討する。

建築士事務所の名称等の情報は、特定の事業者の取引関係が分かるものであり、営業に関する情報であると認められる。しかしながら、事務所B及び事務所Cは、一級建築士事務所として実施機関の登録を受けている事務所であり、建築士事務所は、業務の実績を記載した書類を当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならないこと（建築士法第24条の6）、建築士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないこと（同法第2条の2）、特定行政庁は建築物の設計者が記載されている建築計画概要書を何人にも閲覧させなければならないこと（法第93条の2及び法施行規則第11条の4）などの建築士の責務及び建築関係の閲覧制度を考慮すると、当該情報は、公にすることにより、それらの建築士事務所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められず、同号アに該当しない。

したがって、本件公文書は、開示すべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。